

上尾市立保育所条例施行規則及び上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 7 0 号

上尾市立保育所条例施行規則及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則

(上尾市立保育所条例施行規則の一部改正)

第 1 条 上尾市立保育所条例施行規則（平成 2 7 年上尾市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 1 0 条までを削る。

第 1 1 条第 1 項中「第 1 3 号様式」を「第 1 号様式」に改め、同項第 2 号ア中「午前 8 時」を「午前 8 時 3 0 分」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 条例第 8 条第 5 項に規定する額は、別表に定める額とする。

第 1 1 条を第 4 条とする。

第 1 2 条中「第 1 3 号様式」を「第 1 号様式」に改め、同条を第 5 条とする。

第 1 3 条中「第 1 4 号様式」を「第 2 号様式」に改め、同条を第 6 条とする。

第 1 4 条を削り、第 1 5 条を第 7 条とする。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「子ども・子育て支援法施行規則」の次に「（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）」を加え、「別表第 1」を「上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則（平成 2 7 年上尾市規則第 2 6 号）別表」に改め、同表を別表とする。

第 1 号様式から第 1 2 号様式までを削る。

第 1 3 号様式及び第 1 4 号様式を次のように改める。

延長保育利用（変更）申請書

（宛先）
上尾市長

申請者 氏名
住所
電話

次のとおり、延長保育の利用を申請します。

児 童 氏 名	(歳児クラス)									
延長 保育利用 時間	平日									
	土曜日									
土曜 おやつ	1. 希望する 2. 希望しない									
氏 名 ()										
勤務時間	平日	午前	時	分	～	午後	時	分		
	土曜日	午前	時	分	～	午後	時	分		
土曜日の休み	1. 有 [毎週 ・ 定期 (第 土曜) ・ 不定期 (月 日)] 2. 無									
通勤時間 及 通勤方法	保 育 所		(分)		駅		(分)			
	(徒歩)									
通勤時間 及 通勤方法	勤務先最寄駅		(分)		勤務先		片道所要時間			
	線 駅		(徒歩)				時間 分			
氏 名 ()										
勤務時間	平日	午前	時	分	～	午後	時	分		
	土曜日	午前	時	分	～	午後	時	分		
土曜日の休み	1. 有 [毎週 ・ 定期 (第 土曜) ・ 不定期 (月 日)] 2. 無									
通勤時間 及 通勤方法	保 育 所		(分)		駅		(分)			
	(徒歩)									
通勤時間 及 通勤方法	勤務先最寄駅		(分)		勤務先		片道所要時間			
	線 駅		(徒歩)				時間 分			
延長保育料	☐ 月額利用 ☐ 1回利用									
特記事項										

延長保育利用(却下)決定通知書

様

上尾市長

決定

延長保育の利用について下記のとおり ・ したので、通知します。

却下

記

児童氏名		歳児クラス									
決定の場合	利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで									
	利用時間	(平日)	午前	時	分	から	午前	時	分		
			午後	時	分	から	午後	時	分		
		(土曜)	午前	時	分	から	午前	時	分		
			正午			から	午後	時	分		
	土曜おやつ										
	延長保育料										
却下の場合	理由										
備考											

第 1 3 号様式を第 1 号様式とし、第 1 4 号様式を第 2 号様式とする。

第 1 5 号様式を削る。

（上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則の一部改正）

第 2 条 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則（平成 2 7 年上尾市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、上尾市立保育所条例（平成 2 7 年上尾市条例第 1 3 号）第 8 条第 2 項前段に規定する規則で定める額並びに子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 2 7 条第 3 項第 2 号、第 2 8 条第 2 項第 2 号及び第 3 号、第 2 9 条第 3 項第 2 号並びに第 3 0 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条中「子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（利用者負担額）

第 3 条 利用者負担額は、1 月につき、別表に定める額とする。ただし、満 3 歳以上保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）に係る利用者負担額は、0 円とする。

2 前項の規定を適用する場合において、月の中途において、特定教育・保育若しくは特定地域型保育を受け、又は特定教育・保育若しくは特定地域型保育を受けないこととなった場合におけるその月の利用者負担額は、日割計算により算定した額（この額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第 5 条を削る。

第 4 条中「上尾市利用者負担額等徴収職員証（別記様式）」を「上尾市利用者負担額徴収職員証（第 7 号様式）」に改め、同条第 1 号中「及び特

定保育所保育料」を「（市立保育所及び特定保育所のものに限る。次号において同じ。）」に改め、同条第２号中「及び特定保育所保育料」を削り、同条を第９条とし、第３条の次に次の５条を加える。

（利用者負担額に関する事項の通知）

第４条 子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。

以下「府令」という。）第７条第１項及び第９条第４項の規定による通知は、利用者負担額決定通知書（第１号様式）によるものとする。

２ 府令第１１条第３項において準用する府令第９条第４項の規定による通知は、利用者負担額変更通知書（第２号様式）によるものとする。

（利用者負担額の納付）

第５条 上尾市保育所条例第１条の規定により市が設置する保育所（以下「市立保育所」という。）又は特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）の教育・保育給付認定保護者は、第３条の規定により決定した利用者負担額を、毎月市長の指定する日までに、口座振替又は利用者負担額納付通知書兼領収書（第３号様式）により納付しなければならない。

（利用者負担額の過誤納）

第６条 市長は、市立保育所又は特定保育所の教育・保育給付認定保護者に過納又は誤納により納付した利用者負担額（以下「過誤納金」という。）があるときは、還付するものとする。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者に納期限が到来したにもかかわらず未納となっている利用者負担額があるときは、過誤納金を当該未納となっている利用者負担額に充当することができる。

２ 市長は、前項の規定により、市立保育所又は特定保育所の教育・保育給付認定保護者の過誤納金を還付する場合にあつては利用者負担額還付通知書（第４号様式）により、充当する場合にあつては利用者負担額過誤納充当通知書（第５号様式）によりその旨を当該教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

（利用者負担額の督促）

第７条 市長は、市立保育所又は特定保育所の教育・保育給付認定保護者が納入期限までに利用者負担額を完納しないときは、期限を指定して利

用者負担額督促状（第 6 号様式）により督促しなければならない。

（利用者負担額の滞納処分）

第 8 条 市長は、前条の規定による督促がなされた教育・保育給付認定保護者が、指定期限までに当該督促に係る利用者負担額を完納しないときは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 7 項又は法附則第 6 条第 6 項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分するものとする。

別記様式を削り、附則の次に次の 7 様式を加える。

年 月 日

上尾市長



年度 利用者負担額決定通知書

利用者負担額について次のとおり決定しましたので通知いたします。

利用児童の氏名 及び生年月日	
保育施設の名称	
利用者負担額 及び納入方法	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表するのは、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

上尾市長



年度 利用者負担額変更決定通知書

利用者負担額について次のとおり変更いたしましたので通知いたします。

児童の氏名 及び生年月日	
保育施設の名称	
変更前の利用者負担額	
変更後の利用者負担額	
変更年月日	
変更理由	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表するのは、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 3 号様式(第 5 条関係)

様

年度		月分	
通知書番号		納期限	
利用者負担額	円		
保護者			
児童			
保育施設			
所管課			

利用者負担額納付通知書兼領収書

摘要		
発行日		
上尾市長		
左記の金額を納入してください。		領収日付印
上尾市 指 定 金 融 機 関 収納代理金融機関		

(納入者保管)

様

年度		月分	
通知書番号		納期限	
利用者負担額	円		
保護者			
児童			
保育施設			
所管課			

利用者負担額納付済通知書

科目	対象年度	通知書番号	期別	C/D	ID
調定額					
C/D					

摘要		
発行日		
左記の金額を領収しましたので通知します。		
上尾市 会計管理者 様		領収日付印
上尾市 指 定 金 融 機 関 収納代理金融機関		

(上尾市 保管)

様

年度		月分	
通知書番号		納期限	
利用者負担額	円		
保護者			
児童			
保育施設			
所管課			

利用者負担額納付済通知書(控)

摘要		
発行日		
左記のとおり収納します。		領収日付印
上尾市 指 定 金 融 機 関 収納代理金融機関		

(金融機関保管)

第 4 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

様

上尾市長

利用者負担額還付通知書

以下のとおり、過誤納金を還付します。

児童の氏名及び 生年月日				
保育施設の名称				
過誤納理由				
還付額				
内訳				
年度	月	利用者負担額	納付額	過誤納額

還付予定日		年 月 日		
振込先	金融機関名			
	支店名			
	預金種目		口座番号	
	口座名義人			

年 月 日

様

上尾市長

利用者負担額過誤納充当通知書

下記の過誤納金額を充当しましたので通知します。

過誤納理由	
-------	--

充 当 元	年度	月	児童名	利用者負担額	納付額	過誤納額	納付日
(単位：円)					合計		

充 当 先	年度	月	児童名	利用者負担額	納付額	過誤納額	納付日
(単位：円)						合計	

第 6 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

利用者負担額督促状

様

上尾市長



次のとおり、納付の期限が過ぎておりますため、現金で下記の指定納期限までに納付してください。

また、本状到達前にすでに納付された方は、事務上の行き違いですのでご了承ください。

記

児 童 の 氏 名	
未納になっている月	年 月 分
未納になっている金額	円
指定納期限	年 月 日

※ 指定納入期限までに利用者負担額を納付されないときは、地方自治法第 240 条の規定により滞納処分を受ける場合があります。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第7号様式(第9条関係)

(表)

48ミリメートル	第	号	契 印
	上尾市利用者負担額徴収職員証		
写真	所属	課	
	職名		
契印	氏名		
	年	月	日生
	年	月	日発行
	上尾市長		印
80ミリメートル			

(裏)

- 1 本証は、上尾市立保育所及び特定保育所の利用者負担額を徴収する職務並びに滞納処分に関する職務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期限は、発行の日から3年とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(上尾市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

2 上尾市子ども・子育て支援法施行細則（令和 8 年上尾市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 1 0 条第 2 項を削る。

第 1 3 号様式を次のように改める。

第 1 3 号様式 削除

第 1 5 号様式を次のように改める。

第 1 5 号様式 削除

（上尾市立保育所条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 第1条の規定による改正後の上尾市立保育所条例施行規則（以下「改正施行規則」という。）第4条第1項第2号アの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする延長保育（改正施行規則第4条第1項各号に定める時間帯における保育をいう。以下この項において同じ。）の利用について適用し、施行日前にされた延長保育の利用については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、現に提出されている第1条の規定による第13号様式及び第14号様式による書類は、それぞれ改正施行規則第1号様式及び第2号様式によるものとみなす。

（上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

5 この規則の施行の際、現に生じている旧施行規則により生じた債権は、第2条の規定による改正後の上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則（以下「改正利用者負担額規則」という。）により生じた債権とみなす。

6 この規則の施行の際、現に提出されている旧施行規則第9号様式から第11号様式まで、第12号様式及び第15号様式による書類は、それぞれ改正利用者負担額規則第1号様式から第3号様式まで、第6号様式及び第7号様式によるものとみなす。